

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！

開始時期

令和7年度～(入学生・在学生)

※令和6年度以前から在学している方も対象となります。

申込手続

令和7年度入学後各学校で

支援対象

子ども3人以上の世帯

所得制限

所得制限なし

減額支援

授業料70万・入学金26万
(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援)

※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

学業要件

学修意欲があれば採用

進学後に満たすべき要件は



チェック✓

◆ 子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、第1子から支援対象となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は



チェック✓

◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象



- 一定の要件を満たした学校(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が対象となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は



高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について【概要】

1. 趣旨

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)における学業要件等の見直しについて検討を行う。

「こども未来戦略」(抄)(令和5年12月22日閣議決定)

高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、**対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図る**ことを含め、早急に具体化する。

2. 学業要件の在り方

本制度では、進学前の進路意識と学びの意欲、進学後の十分な学修状況を見極めた上で支援ができるよう、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、学修意欲や進学目的等を確認するとともに、進学後は学修意欲に加え、学習成果の質についても一定の学業要件が設けられている。

新制度開始後4年が経過すること等を踏まえ、学生等の学修意欲を喚起する観点から学業要件の適正化を図る。

廃止	現行の要件と今後の方針(現行→見直し)
修得単位数	適正化を図る観点から、修得単位数が標準単位数の5→6割以下
授業への出席率	適正化を図る観点から、授業への出席率が5→6割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況
その他の評価	・修業年限で卒業又は修了できないことが確定 ・「警告」に連続して該当(2回目の警告がGPA等の成績評価のみである場合は「停止」(令和5年10月から実施)としており、この効果を検証することが必要)
警告	現行の要件と今後の方針(現行→見直し)
修得単位数	適正化を図る観点から、修得単位数が標準単位数の6→7割以下
授業への出席率	授業への出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況
GPA等の成績評価	GPA等が学部等における下位4分の1(学修意欲の喚起に一定の効果がみられること、また令和5年10月から、2回目の警告がGPA等の成績評価のみである場合は「停止」としたことの効果を検証することが必要)

※現在、傷病・災害等の斟酌すべきやむを得ない事由がある場合、上記に該当しないこととしているが、今後、制度開始以降の実績等を踏まえ、具体的な事例を学生や大学等の関係者に対して示す。

3. 今後の検討課題

- ・大学・専門学校等における学修支援・生活相談の充実(特に「警告」「停止」「廃止」となった学生等への支援)
- ・初等中等教育段階における周知
- ・学修成果の評価の在り方(特に「停止」の効果等を踏まえたGPA等の成績評価の在り方)
- ・教育費負担軽減の実施状況や効果等を検証し、引き続き教育費負担軽減に取り組む必要性
- ・大学、専門学校等の学生等や中学生・高校生等の意見を受け止め反映する取組 など

会議委員 五十音順、◎座長

市原 康雄	学校法人名古屋技芸学園理事長
田名部 智之	全国高等学校PTA連合会副会長
仁科 弘重	国立大学法人愛媛大学学長
◎ 福原 紀彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長 (前中央大学学長)
室橋 祐貴	日本若者協議会代表理事
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長 (前立教大学総長)

検討経緯

- 第1回 令和6年3月14日
高等教育の修学支援新制度の現状について
- 第2回 令和6年4月22日
学業成績等の要件について
- 第3回 令和6年5月24日
関係団体からの御意見について
- 第4回 令和6年6月17日
報告書(案)について

令和7年度から要件が変更になります。

高等教育の修学支援新制度の学業要件って何？

支援の継続に当たっては、一定の学修意欲と学修成果を測る要件を満たす必要があります！



具体的な要件

※★はこれまでから変更となる要件(変更内容については裏面参照)

警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下
⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が7割以下★
⇒単位数が、
1年生……21単位以下
2年生……43単位以下
3年生……65単位以下
4年生……86単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が、
所属する学部等の下位4分の1

廃止(支援打切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定
- ・出席率が6割以下★
⇒半期15回の授業のうち欠席が7回以上
- ・修得単位数が6割以下★
⇒単位数が、
1年生……18単位以下
2年生……37単位以下
3年生……55単位以下
4年生……74単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
支援打切りではなく、次の判定まで支給停止

ちゃんと出席して、単位を取って、成績が上位4分の3なら大丈夫なんだね。でも、自分や家族が病気になったときとかに、授業を受けられなくて、支援を受けられなくなるのだとしたら、安心して進学できないなあ。

思いがけないことが起こるなど事情がある場合は、要件を満たさなくても打切り等にはなりません！





令和7年度からどう変わるの？

令和6年度以前からの在学者の方へ



文部科学省

警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下【変更なし】
⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が6⇒7割以下★
⇒単位数が、
1年生……18⇒21単位以下
2年生……37⇒43単位以下
3年生……55⇒65単位以下
4年生……74⇒86単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が
所属する学部等の下位4分の1【変更なし】

廃止(支援打切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定【変更なし】
- ・出席率が5⇒6割以下★
⇒半期15回の授業のうち欠席が8⇒7回以上
- ・修得単位数が5⇒6割以下★
⇒単位数が、
1年生……15⇒18単位以下
2年生……31⇒37単位以下
3年生……46⇒55単位以下
4年生……62⇒74単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当【変更なし】
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
支援打切りではなく、次の判定まで支給停止

令和6年度以前から在学している方も、令和7年度からは、この要件が適用されます。



本制度の詳細についてはHPもご覧ください！

